時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上	三日以上	一週以上	一箇月以上
一行五號活字十四字詰	一日	三日	十一日	一箇月
一行	一	二	十	三十

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて陽より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるに過ぎず而して斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

大詔天賜

政府と議會との衝突は此回遂に天聞に逸し叡慮を煩はし奉るに至りしより昨十日を以てゐゝに大詔を天賜せさせ給ふ聖旨悠遠聖恩洪大四千萬の臣民誰か感心恐懼して而して感激せざる者あらんや今や立憲新政の初めに當り聖明を戴くゐと我國の如きは他に其比あるを知らず臣民たる者必ずや大に報効を圖り今日の計を誤らず將來の美果を損せずして以て宸襟を安んじ奉らざる可らず殊に國防の事に就ては深くも叡慮を勞させ給ひ内廷の費用を省いて六年間毎歳三十萬圓を下附せられ製艦費の補足に充てしめ給ふに至ては唯拜伏感泣せんのみなれども陛下自から用度を節減させ給ふと承り人民たる者手を束ねて空しく之を見上げ奉るは情義の決して能はざる所なり聖旨いよゝ畏く人民いよいよ恐懼に堪へざるのみ

翻て案ずるに上奏の事たる至六至重その決して苟くもす可らざるは固より論を俟たず然るに議會は毎年有勝なる議算の爭を以て早くも上奏に訴へたるは既に我輩の遺憾とする所なれば今後は之を以て他日の例とせざらんゐみと吳々も願望せざるを得ず若し政府と議會と相爭はざる可らざるに際したらば唯宜しく之を大詔に鑑みてれの〳〵責任の在る所を思慮せんのみ尚ほ政府の處置及び議會の運動如何に就ては我輩別に之を陳ぶ可し大詔を拜して今さた言ふ所を知らざるなり

富豪と相場

過日我輩が銀貨下落と題して論じたる如く下落の影響は今後の商工界に變化を來たして漸く活動を始むるゐとならん、爲めに諸會社の株式又は米穀等も種々の色を呈して隨て其相場取引の繁盛を見るゐとならん即ち實物の活動と共に空相場も亦活動す可きは殆んど間違もなき想像なる可し扨その實物の活動は何人も願る所なれども空相場の流行は本來厭す可き歟と云ふに我輩も之を然りとは認めず如何せん物に實貫あれば相場あり相場あれば流行もあるは自然の勢にして止むを得ざる所なるが故に唯その極端に奔逸せざらんことを注意するの外なきのみ世間一種の論者は飽までも之を惡み賭博同樣と罵倒して法律の力により禁制せんと試みたる向々なりしがイクモ其効を奏せざりしは畢竟人爲を以て自然に逆ひたるの過失なる可しと雖も左ればとて唯その流行に一任するときは空相場はいよ〳〵空となりて所謂相場師の賭場と變じ商界を汚すゐと實に容易ならず之を放てば潰へ、之を留むれば溢る、誠に困却の次第なりと云ふ可し然らば之を如何せんと云ふに我輩自から說なきにあらず抑も相場業の品位低くして所謂相場師なるもの〵弄ぶ所と爲りしは古來年久き惡例にして一擧一動に大事を取る富豪老實の人々が其擧を避けて之に近付かざりしも尤もの樣なれども飜て之を見れば富豪のまず〳〵近付かざるは却て相場師をしてまず〳〵空奔虛走せしむるの原因たるが如し凡そ物價高下の機を察して豫め賣買を約束するは疑も なく商人たるもの〵本色正業にして苟くも利のある所は空も躊躇す可きに非ず唯彼の相場師は本來無一錢の赤手を以て運を天に任せ賣買を約束して之を實行せず商賣の掛引に虛々實々の實なくして虛空の一方に出沒するが故に遂に商家の正業をして不正の名を得せしめたるゐとなり事の賤しきに非ず人の罪にゐそれば今若し富豪にして一度び相場所に臨まば虛實相半するは疑わる可らず即ち相場師なるものと云ふ可し尚ほ之よりも更に大なる効能を云へば富豪が相場に從事するの結果として無一錢の相場師は彼の實力の大なるに慣れを抱き濫に出沒せざるゐとなる可し事柄は少しく異なれども近世歐洲にて兵力の最も强大なるは獨逸なり獨逸が何故に爾く軍備に銳意なるやと云ふに之を以て他の諸國を壓し以て全歐の平和を維持せんが爲めなりとぞ大軍を以て小軍を鎭むるの極意を知る可し相場業も亦此の如く幾百萬の資本を以て小相場師の如きは勢屏息せざるを得ず幾百萬の資本假令常に之を使用せざるも以て諸國の動搖を制す可く以て群小の小投機を防ぐ可し唯我國は富豪われども猶ほなきが如く恰も相場業には手を出さざるゐとなり定まり居るが故に例の小投機者流が彷若無人の運動をなし爲めに商界の一部をして動もすれば賭博場たらしむるに至るのみ若しも獨逸をして決して彼の兵力を使用するゐとなからしめん、歐洲大陸は忽ちにして修羅場たらん獨逸が歐洲の治亂に於ける、概ね似たるありと云ふ富豪が相場業の汚隆に於ける、概ね似たるも相場に至り可し況んや兵備は自國の損失を免れざるも相場に至りては專ら自家の利益を目的とし更に公共の爲めを思はず而して其結果は却て公益たるに於てをや富豪たる者の正に大に振ふ可き時機なり相場豈相場師の手に委棄す可んや近く之を實例に徵するに相場所にても日本錢道會社の株券には時價の變動少なくして炭礦鐵道等の株は浮沈常なく一騎一低甚だしき差違を見ると云ふ畢竟その株主の種族を殊にし日本錢道株の所有者は華族その他の手堅き富豪に多きが故に外ならず富豪の勢力推して知る可し左れば我輩は敢て此一事を以て相場業の清淨潔白を期するに非ざれども天下の富豪大家をして相場を蛇蝎視するの舊習慣を脫せしめ時として大に爲すゐとあらんとの勢を示して群小を壓倒し以て極端の弊風を止めんゐと冀望に堪へざるなり

官報

○遞信省告示第四十九號
本月十六日ヨリ左ノ郵便局ニ電信取扱ヲ開キ郵便電信局トス
明治二十六年二月十日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國郡名	舊稱	新稱
伊勢國鈴鹿郡	龜山郵便局	龜山郵便電信局
駿河國富士郡	吉原郵便局	吉原郵便電信局
下野國上都賀郡	鹿沼郵便局	鹿沼郵便電信局
近江國神崎郡	八日市郵便局	八日市郵便電信局
近江國伊香郡	能登川郵便局	能登川郵便電信局
美濃國武儀郡	木ノ本郵便局	木ノ本郵便電信局
美濃國武儀郡	金山郵便局	金山郵便電信局
陸奥國北津輕郡	桐岡郵便局	桐岡郵便電信局
陸奥國西津輕郡	五所川原郵便局	五所川原郵便電信局
越中國射水郡	鱒ケ澤郵便局	鱒ケ澤郵便電信局
備後國沼隈郡	松永郵便局	松永郵便電信局
備後國三次郡	三次郵便局	三次郵便電信局
安藝國高田郡	吉田郵便局	吉田郵便電信局
安藝國高宮郡	可部郵便局	可部郵便電信局
肥前國佐賀郡	鄕富郵便局	鄕富郵便電信局
肥前國西松浦郡	有田郵便局	有田郵便電信局
肥前國藤津郡	鱗野郵便局	鱗野郵便電信局
肥前國祈島郡	小田郵便局	小田郵便電信局
備後國御調郡	三原郵便局	三原郵便電信局
安藝國賀茂郡	竹原郵便局	竹原郵便電信局

雜報

貴族院議事

二月十日午前十一時十分開議

酒精營業稅法案（兩院通過）

特別委員長谷干城氏登壇、本案は衆議院に於ても多少の修正を爲せしのみにて送付し來りたるものなるが委員會に於ては政府提出の原案及本案とも參照して審査を遂げし處多數の委員と共に衆議院修正通りにて可なりと認めたり而して政府委員よりは營業免許料丈は甚だ酷に過ぐるやに思はるゝ故何卒政府案通に復活せしめたしとの希望なりしも審査の極、衆議院修正を至當と認めたり又施行日限の修正は政府に於ても敢て異存なき趣なり第一條に就ては多少の議論もありたれど結局修正案と原案とその主旨に於ては大差なきものゝ如し且つ當局者の取扱上にも强ての不便なきのみゐとなる故兎や角議論するの必要なしと信じ遂に衆議院修正通りに決せり抑も本案は政府提出の理由にもある如く近來釀酒上に種々の不都合を生じ酒精を混じて早熟せしめ以て販賣するもの多し本員嘗て口にせしゐとあるが頗る不都合のものにて本案の他物に混和したる酒精云々は例へば水に酒精を混和して賣却するとせんかその混和したる丈の酒精を云ふものなり次の質問に對して政府は原案の如く免許料を復活するゐとを望むものなり今政府課稅の方針を述べんに現今燒酎一石は六圓を課稅せり而してアルコール一石に付燒酎三石を製し得るものゝと假定して十八圓の課稅位を相當とせり然るに衆議院に於ては之を修正して二十五圓と爲したるも保證金には先づ差支なき積りなりと答へたるに藤村氏重ねて質問して云く他の點は了解したるも他物と混和したる酒精云々は本文その意を得ず當局者は實際取扱上に因難を感ずるならんと信ず他物と云ふゐとは水と云ふの意なるやと乎して然れば他物と云はずして水と明記べしと唱へたるに課屁氏再び答へて曰く獨り水のみに限らず濁酒に水を混じそれに亦酒精を混するともわりと云々と述べしに松岡康毅氏横槍を入れて曰く本案には一石に付免許料幾許と規定せり然らば他物に混和したる酒精をば一ヰクトメートルを差入れ若くは分析して然る後課稅するにやと詰り滿場微笑を漏らして政府委員の答辨如何にと問へば曰く其効を奏せざりしは畢竟人爲を以て自然に逆ひたるの過失なる可しと雖も左ればとて唯その流行に一任するときは空相場はいよ〳〵空となりて所謂相場師の賭場と變じ商界を汚すゐとを實に容易ならず之を放てば潰へ、之を留むれば溢る、誠に困却の次第なりと云ふ可し然らば之を如何せんと云ふに我輩自から說なきにあらず抑も相場業の品位低くして所謂相場師なるもの〵弄ぶ所と爲りしは古來年久き惡例にして一擧一動に大事を取る富豪老實の人々が其擧を避けて之に近付かざりしも尤もの樣なれども飜て之を見れば富豪のまず〳〵近付かざるは却て相場師をしてまず〳〵空奔虛走せしむるの原因たるが如し凡そ物價高下の機を察して豫め賣買を約束するは疑も なく商人たるもの〵本色正業にして苟くも利のある所は空も躊躇す可きに非ず唯彼の相場師は本來無一錢の赤手を以て運を天に任せ賣買を約束して之を實行せず商賣の掛引に虛々實々の實なくして虛空の一方に出沒するが故に遂に商家の正業をして不正の名を得せしめたるゐとなり事の賤しきに非ず人の罪にゐそれば今若し富豪にして一度び相場所に臨まば虛實相半するは疑わる可らず即ち相場師なるものと云ふ可し尚ほ之よりも更に大なる効能を云へば富豪が相場に從事するの結果として無一錢の相場師は彼の實力の大なるに慣れを抱き濫に出沒せざるゐとなる可し事柄は少しく異なれども近世歐洲にて兵力の最も强大なるは獨逸なり獨逸が何故に爾く軍備に銳意なるやと云ふに之を以て他の諸國を壓し以て全歐の平和を維持せんが爲めなりとぞ大軍を以て小軍を鎭むるの極意を知る可し相場業も亦此の如く幾百萬の資本を以て小相場師の如きは勢屏息せざるを得ず幾百萬の資本假令常に之を使用せざるも以て諸國の動搖を制す可く以て群小の小投機を防ぐ可し唯我國は富豪われども猶ほなきが如く恰も相場業には手を出さざるゐとなり定まり居るが故に例の小投機者流が彷若無人の運動をなし爲めに商界の一部をして動もすれば賭博場たらしむるに至るのみ若しも獨逸をして決して彼の兵力を使用するゐとなからしめん、歐洲大陸は忽ちにして修羅場たらん獨逸が歐洲の治亂に於ける、概ね似たるありと云ふ富豪が相場業の汚隆に於ける、概ね似たるも相場に至り可し況んや兵備は自國の損失を免れざるも相場に至りては專ら自家の利益を目的とし更に公共の爲めを思はず而して其結果は却て公益たるに於てをや富豪たる者の正に大に振ふ可き時機なり相場豈相場師の手に委棄す可んや近く之を實例に徵するに相場所にても日本錢道會社の株券には時價の變動少なくして炭礦鐵道等の株は浮沈常なく一騎一低甚だしき差違を見ると云ふ畢竟その株主の種族を殊にし日本錢道株の所有者は華族その他の手堅き富豪に多きが故に外ならず富豪の勢力推して知る可し左れば我輩は敢て此一事を以て相場業の清淨潔白を期するに非ざれども天下の富豪大家をして相場を蛇蝎視するの舊習慣を脫せしめ時として大に爲すゐとあらんとの勢を示して群小を壓倒し以て極端の弊風を止めんゐと冀望に堪へざるなり

○山ノ手線運轉時刻（春季時刻）　新橋發（赤羽行）　午前八時十分、十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發（新橋行）　午前九時、二十五分、午後零時二十分、三時十五分、七時十三分
○甲武鐵道發車時刻（春季時刻）　内藤新宿發　午前六時五十五分、九時五十五分、午後零時五十五分、四時、七時●八王子發　午前五時二十四分、八時二十四分、十一時二十四分、午後二時十九分、五時二十九分
○東京馬車時刻（春季時刻）　新橋發（赤羽行）　午前八時十分、十時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發（新橋行）　午前九時、二十五分、午後零時二十分、三時十五分、七時十三分
○遞信省告示第四十九號　本月十六日ヨリ左ノ郵便局ニ電信取扱ヲ開キ郵便電信局トス　明治二十六年二月十日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國郡名	舊稱	新稱
伊勢國鈴鹿郡	龜山郵便局	龜山郵便電信局
駿河國富士郡	吉原郵便局	吉原郵便電信局
下野國上都賀郡	鹿沼郵便局	鹿沼郵便電信局
近江國神崎郡	八日市郵便局	八日市郵便電信局
近江國伊香郡	能登川郵便局	能登川郵便電信局
美濃國武儀郡	木ノ本郵便局	木ノ本郵便電信局
美濃國武儀郡	金山郵便局	金山郵便電信局
陸奥國北津輕郡	桐岡郵便局	桐岡郵便電信局
陸奥國西津輕郡	五所川原郵便局	五所川原郵便電信局
越中國射水郡	鱒ケ澤郵便局	鱒ケ澤郵便電信局
備後國沼隈郡	松永郵便局	松永郵便電信局
備後國三次郡	三次郵便局	三次郵便電信局
安藝國高田郡	吉田郵便局	吉田郵便電信局
安藝國高宮郡	可部郵便局	可部郵便電信局
肥前國佐賀郡	鄕富郵便局	鄕富郵便電信局
肥前國西松浦郡	有田郵便局	有田郵便電信局
肥前國藤津郡	鱗野郵便局	鱗野郵便電信局
肥前國祈島郡	小田郵便局	小田郵便電信局
備後國御調郡	三原郵便局	三原郵便電信局
安藝國賀茂郡	竹原郵便局	竹原郵便電信局

○遞信省告示第四十九號　本月十六日ヨリ左ノ郵便局ニ電信取扱ヲ開キ郵便電信局トス　明治二十六年二月十日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國郡名	舊稱	新稱
伊勢國鈴鹿郡	龜山郵便局	龜山郵便電信局
駿河國富士郡	吉原郵便局	吉原郵便電信局
下野國上都賀郡	鹿沼郵便局	鹿沼郵便電信局
近江國神崎郡	八日市郵便局	八日市郵便電信局
近江國伊香郡	能登川郵便局	能登川郵便電信局
美濃國武儀郡	木ノ本郵便局	木ノ本郵便電信局
美濃國武儀郡	金山郵便局	金山郵便電信局
陸奥國北津輕郡	桐岡郵便局	桐岡郵便電信局
陸奥國西津輕郡	五所川原郵便局	五所川原郵便電信局
越中國射水郡	鱒ケ澤郵便局	鱒ケ澤郵便電信局
備後國沼隈郡	松永郵便局	松永郵便電信局
備後國三次郡	三次郵便局	三次郵便電信局
安藝國高田郡	吉田郵便局	吉田郵便電信局
安藝國高宮郡	可部郵便局	可部郵便電信局
肥前國佐賀郡	鄕富郵便局	鄕富郵便電信局
肥前國西松浦郡	有田郵便局	有田郵便電信局
肥前國藤津郡	鱗野郵便局	鱗野郵便電信局
肥前國祈島郡	小田郵便局	小田郵便電信局
備後國御調郡	三原郵便局	三原郵便電信局
安藝國賀茂郡	竹原郵便局	竹原郵便電信局

○官報　午前八時、十時五十分、午後一時五十分、五時●上田陵（下り）　午前八時十六分、十一時十六分、午後一時十分、五時●長町陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●高田陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●仙臺陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●福島陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●郡山陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●白河陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●宇都宮陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●小山陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●上野陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●高崎陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●前橋陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●熱田陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●名古屋陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●大阪陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●京都陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●長崎陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●鹿兒島陵（下り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●宇都宮陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●小山陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●上野陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●高崎陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●前橋陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●熱田陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●名古屋陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●大阪陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●京都陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●長崎陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●鹿兒島陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●福島陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●郡山陵（上り）　午前七時、十時五分、午後一時、五時●白河陵（上